

## 運動部活動における制限緩和に係る方針新旧対照表

(新) 令和2年6月18日版	(旧) 令和2年6月5日版
<p>&lt;活動制限緩和の予定&gt; (段階) <u>県外への遠征及び県内への受入れ可能な地域については、島根県との同一生活圏に限る(米子・境港から松江まで)</u> (期日) <u>6月13日(土)～</u></p>	<p>&lt;活動制限緩和の予定&gt; (段階) <u>県外への遠征及び県内への受入れ許可</u> <u>※ただし、島根県との同一生活圏に限る</u> (期日) <u>6月13日(土)から</u></p>
<p>&lt;活動制限緩和の予定&gt; (一覧表へ追加) (段階) <u>県外への遠征及び県内への受入れ可能な地域については、中国五県とする。</u> <u>※ただし、相手側の状況を確認して実施</u> (期日) <u>6月20日(土)</u></p>	
<p>&lt;活動制限緩和の予定&gt; (一覧表へ追加) (段階) <u>宿泊を伴う、遠征の許可</u> (期日) <u>6月20日(土)</u></p>	
<p>&lt;活動制限緩和の予定&gt; (一覧表へ追加) (段階) <u>合宿実施許可</u> (期日) <u>6月20日(土)</u></p>	
<p>&lt;活動内容についての留意点&gt; ・コンタクトスポーツ(柔道、剣道、相撲、なぎなた、レスリング、ラグビー、ボクシング、空手道、バスケットボール、ハンドボール、サッカー、フェンシング等)においては、中央競技団体が対人的活動の実施を認めている場合は、2週間発熱などの風邪の症状等がない場合のみ可能とする(ただし、<u>鳥取県版新型コロナウイルス注意報等が発出されていない場合、かつ医師の診断により練習への参加が許可された場合は可とする</u>)とともに、活動の前後だけでなく、活動中も適宜手洗い又は手指等の消毒を行う。他の種目についても、必要に応じて行う。</p>	<p>&lt;活動内容についての留意点&gt; ・コンタクトスポーツ(柔道、剣道、相撲、なぎなた、レスリング、ラグビー、ボクシング、空手道、バスケットボール、ハンドボール、サッカー、フェンシング等)においては、中央競技団体が対人的活動の実施を認めている場合は、2週間発熱などの風邪の症状等がない場合のみ可能とするとともに、活動の前後だけでなく、活動中も適宜手洗い又は手指等の消毒を行う。他の種目についても、必要に応じて行う。</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・練習試合の実施及び大会参加は、「大会への参加及び大会実施におけるガイドライン(令和2年6月18日版)」を参照の上、実施及び参加する。</li> <li>・水分補給のための飲料については、個人で準備し回し飲みなどを行わない。</li> <li>・水分補給用の飲料をドリンクサーバーなどで準備し、部員で共有しての水分補給は行わない。</li> <li>・タオルについては、個人で準備し他の部員と共有しない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・練習試合の実施及び大会参加は、「大会への参加及び大会実施におけるガイドライン(令和2年6月5日版)」を参照の上、実施及び参加する。</li> </ul>
<p>&lt;練習試合及び大会参加について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県外への遠征及び県内への受入れについては、<u>中国五県において許可する。ただし、相手側の県の緩和状況を確認し、認められる場合のみ実施できる。</u></li> <li>・(削除)</li> <li>・<u>県外への遠征及び県内への受入れを行う場合は、実施計画(会場への移動手段を含む)及び感染予防対策を作成し、管理職の許可を得た上で実施する。また、保護者へ実施計画及び感染予防対策を提示し、生徒の参加についての同意書の提出を求める。</u></li> <li>・<u>宿泊を伴うの遠征は6月20日(土)から許可する。</u></li> </ul>	<p>&lt;練習試合及び大会参加について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県外への遠征及び県内への受入れについては、<u>島根県と同一生活圏内のみ許可とする。</u></li> <li>・<u>島根県の全域及び島根県以外の都道府県については、各都道府県の状況を確認しながら緩和について検討していく。</u></li> <li>・<u>会場への移動は、活動時間を含めない。</u></li> <li>・<u>会場への移動手段については、管理職の了解を得る。</u></li> <li>・<u>宿泊を伴うの遠征は許可しない。</u></li> </ul>
<p>&lt;合宿について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>合宿については、6月20日(土)から許可する。</u></li> <li>・<u>合宿を行う場合、顧問は実施計画(会場への移動手段含む)及び具体的な感染予防対策を作成し管理職の許可を得た上で実施する。また、保護者へ実施計画及び感染予防対策を提示し、生徒の参加についての同意書の提出を求める。</u></li> </ul>	
<p>&lt;遠征や合宿における宿泊や食事について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>宿泊を行う場合は、原則個室とする。ただし、個室での宿泊が困難な場合には、宿泊者が部屋の定員の50%以下となるよう人数を制限す</u></li> </ul>	

る。

・個室ではなく相部屋となる場合は、部屋内において他人と物の共用を行わないようにするほか、マスクの着用や換気をするなど、三密となることのないよう、感染症予防対策を徹底する。

・宿舎での食事は一人盛りでの提供が望ましいが、大皿等で提供される場合は、従業員の方に取り分けてもらうか、取り分ける役を決めてトングや取り箸を使い回さないようにする。また、ご飯やお茶等の盛り付けについても、従業員の方に盛り付けてもらうか、盛り付ける役を決めて行う。

・片付けについては、従業員の方の指示に従って行う。

・昼食で弁当をまとめて準備する場合は、配布する役を決めて個人に配布し、他人の分をまとめて受け取ることはしない。